

資源ごみ持ち去り禁止条例について

1 趣 旨

全国的に資源高の影響などで資源物に対する需要が高まり、市民が分別排出した資源ごみを、持ち去られる行為が社会問題化しており、本市でも例外ではありません。

そのため、平成28年5月に策定した「みんなで作る循環型のまち・あかしプラン」（明石市一般廃棄物処理基本計画）の推進項目として資源ごみの持ち去りへの対策の検討を掲げており、平成30年度までに条例制定に向けた取り組みを進めます。

2 現在の状況

市民の皆さんがルールを守って分別し、地域ごとに決められた日に排出された、紙類や缶などの再生資源を、定められたごみステーションから無断で持ち去る行為が多く発生しており、持ち去り対策の要望が市民から寄せられています。この持ち去り行為は、市民の皆さんの分別意識の低下などを招くことになり、ごみの減量やリサイクルの推進にも悪影響を及ぼす上、市の貴重な歳入の減少にもなります。

また、現場となるごみステーションでは、不審者などの持ち去り行為による騒音やごみの散乱等により、市民の多くが不安を感じています。

3 資源ごみ持ち去り禁止条例の位置づけ

持ち去り行為の禁止は、循環型社会の構築、安心安全のまちづくりに寄与するものであり、「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改定し、当該行為を禁止する規定を組み込みます。

4 条例改正（案）の概要

資源ごみ持ち去り禁止に関する検討事項

(1) 持ち去り行為の禁止

市又は市長が指定した者以外の者が、行政回収のためのごみステーションに排出された資源ごみを持ち去る行為を禁止します。

(2) 持ち去りを禁止する対象（規則で規定する。）

紙類、缶、びん、ペットボトル、金属類等の資源ごみ。

(3) 罰則

持ち去り行為の罰則を設ける。

5 他都市の状況

県下では神戸市（H26.10月施行）、芦屋市（H24.7月施行）、加古川市（H24.7月施行）、赤穂市（H25.7月施行）、宝塚市（H24.10月施行）、篠山市（H22.10月施行）の6市が条例で持ち去り行為を禁止しています。

※ 宝塚市以外は罰則（科料20万円以下）を科している。

6 条例施行までの取組

条例改正案は、学識経験者や市民の意見(環境審議会・ごみ減量推進員会議・パブリックコメント)を踏まえ、関係各部署及び関係機関との協議を経て、平成29年度12月議会に議案を提出します。

議決後は、資源物の持ち去り禁止の実行性担保のため、3か月の周知期間を設け、ごみステーションでの啓発(ステッカー等)を行うと共に、ホームページ・広報あかし・啓発チラシ・リーフレット等で周知を行い、平成30年4月1日に条例施行を目指します。

資源ごみ持ち去り禁止条例施行スケジュール(案)

平成29年度

5月29日	・環境審議会(意見)
6月中旬～7月中旬	・パブリックコメント
8月	・環境審議会(報告) ・関係各部署及び関係機関との協議
9月	・条例改正(案)作成 ・市議会委員会報告
12月	・12月議会(議案提出)
1月～3月	(周知期間) ・持ち去り禁止ステッカー作成 (ごみステーション用) ・啓発チラシ、リーフレット作成 ・広報あかし掲載(3月) ・ホームページ掲載 ほか
平成30年4月1日	・条例施行